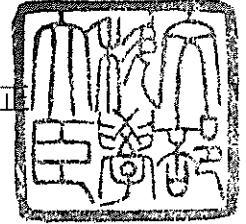


29受文科高第2095号
平成30年3月30日

国立大学法人東京大学学長 殿

文 部 科 学 大 臣
林 芳 正



国立大学法人東京大学の中期目標を達成するための計画
(中期計画)の変更の認可について

平成29年9月28日付け東大総企第1号及び平成30年3月27日付け東大総企第6号をもって、認可申請のあった標記の件については、申請のとおり認可します。

国立大学法人東京大学の中期計画新旧対照表

現 行	変 更 案	変更理由
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) から (2) (略)</p> <p>(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 から ①-4 (略)</p> <p>②-1 経済的に困窮する学生や留学生への支援に加え、地方出身の学生、女子学生、優秀な人材の入学及び意欲や能力のある学生の留学を促進するため、各種の奨学・奨励制度を堅持する。また、優秀な人材の博士課程進学を奨励・促進するためのTA、RAの制度を整備し、<u>着実な経済的支援を行う。</u>【17】</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) から (2) (略)</p> <p>(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 から ①-4 (略)</p> <p>②-1 経済的に困窮する学生や留学生への支援に加え、地方出身の学生、女子学生、優秀な人材の入学及び意欲や能力のある学生の留学を促進するため、各種の奨学・奨励制度を堅持する。また、優秀な人材の博士課程進学を奨励・促進するためのTA、RAの制度を整備するとともに、<u>博士課程学生の4割以上が教育研究に専念できる経済的支援(概ね日本学術振興会特別研究員研究奨励金相当)を受けられるようにする。</u>【17】</p>	<p>指定国立大学法人の指定に伴う変更</p>

<p>②-2 (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 (略)</p> <p>①-2 卓越した若手研究者が、安定性のあるポストに就きながら、産学官の機関や分野の枠を越えて、独創的な研究に専念できる環境の整備を組織的に行い、それに必要なポストとして、<u>300</u>ポスト確保することを目指す。また、研究者の多様化推進の観点から、組織的に社会人の研究者や外国人研究者、女性研究者の積極的な採用と育成に重点を置くとともに、将来の研究を担う女子学生や留学生に対して明確なキャリアパスを示し、修士・博士課程への進学を奨励する。【27】</p> <p>①-3 から ①-4 (略)</p>	<p>②-2 (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 (略)</p> <p>①-2 卓越した若手研究者が、安定性のあるポストに就きながら、産学官の機関や分野の枠を越えて、独創的な研究に専念できる環境の整備を組織的に行い、それに必要なポストとして<u>300</u>ポストの確保及び若手教員比率を<u>28%以上</u>とすることを目指す。また、研究者の多様化推進の観点から、組織的に社会人の研究者や外国人研究者、女性研究者の積極的な採用と育成に重点を置くとともに、将来の研究を担う女子学生や留学生に対して明確なキャリアパスを示し、修士・博士課程への進学を奨励する。【27】</p> <p>①-3 から ①-4 (略)</p>	<p>平成29年度国立大学改革強化推進補助金（国立大学若手人材支援事業）採択に伴う変更</p>
--	--	---

<p>3 から 5 (略)</p> <p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 から ②-2 (略)</p> <p>②-3 教育研究活動の多様化・高度化に適切に対応するため、高度な専門性を有する教育研究を支援する職員の確保と育成を推進する。また、研修、スタッフ・ディベロップメント（SD、職能開発）や自己啓発の促進等を通じ、職員の能力向上に取り組む。</p> <p>【56】</p> <p>2 から 3 (略)</p>	<p>3 から 5 (略)</p> <p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1 から ②-2 (略)</p> <p>②-3 教育研究活動の多様化・高度化に適切に対応するため、高度な専門性を有する教育研究を支援する職員の確保と育成を推進する。また、研修、スタッフ・ディベロップメント（SD、職能開発）や自己啓発の促進等を通じ、職員の能力向上に取り組む<u>とともに、職員の適性や意向に配慮した複線型キャリアパスを形成し適切な人事配置を行い、大学経営や研究教育支援を担う資質や実践力に応じた処遇に改善する。このキャリアパス開拓のため、近隣大学を中心に人事交流に関する協定を締結し、人材流動、人材育成のためのアライアンスを構築する。</u>【56】</p> <p>2 から 3 (略)</p>	<p>指定国立大学法人の指定に伴う変更</p>
--	--	-------------------------

<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するために とるべき措置</p> <p>1 資金の安定確保に関する目標を達成するために 必要な措置</p> <p>①-1 世界最高水準の教育研究の維持・発展に 資するため、外部資金・自己収入の獲得に 努め、大学の事業費に占める、外部資金・ 自己収入比率を増加させる。【60】</p> <p>①-2 から ①-3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成する ための措置</p> <p>①-1 (略)</p> <p>①-2 保有する不動産の現状を適切に把握して 、その有効活用を行うとともに、本来業務 に支障のない範囲で、<u>貸付を行う</u>。【66】</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するために とるべき措置</p> <p>1 資金の安定確保に関する目標を達成するために 必要な措置</p> <p>①-1 世界最高水準の教育研究の維持・発展に 資するため、外部資金・自己収入の獲得に 努め、大学の事業費に占める、外部資金・ 自己収入比率を増加させる。<u>さらに、資産 ・資金の積極的な獲得とその有効活用によ り、平成33年度末までに実質100億円 程度の自由度の高い財源を生み出す。</u> 【60】</p> <p>①-2 から ①-3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成する ための措置</p> <p>①-1 (略)</p> <p>①-2 保有する不動産の現状を適切に把握して 、その有効活用を行うとともに、本来業務 に支障のない範囲で、<u>貸付を積極的に行い 、民間需要と資金による施設整備と収益事</u></p>	<p>指定国立大学法人の指定に伴う変更</p> <p>指定国立大学法人の指定に伴う変更</p>
---	--	---

業運営を進める。【66】

IV から VII (略)

VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 大学院農学生命科学研究科附属緑地植物実験所の土地の全部（千葉県千葉市花見川区畑町1487-1外 47,139.17㎡）を譲渡する。
- ・ 検見川第二職員宿舎の隣接地（千葉県千葉市花見川区浪花町1010外 6,673.92㎡）を譲渡する。
- ・ 白金学寮の土地の全部（東京都港区白金四丁目464-1外 2,453.55㎡）を譲渡する。
- ・ 大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センターの土地の一部（岩手県上閉伊郡大槌町赤浜二丁目106-10 9,552.97㎡）を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市西達布 6,316.91㎡）を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市6811-1地先 415.66㎡）を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市6812-1地先 973.97㎡）を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市西達布 317.20㎡）を譲渡する。

IV から VII (略)

VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 大学院農学生命科学研究科附属緑地植物実験所の土地の全部（千葉県千葉市花見川区畑町1487-1外 47,139.17㎡）を譲渡する。
- ・ 検見川第二職員宿舎の隣接地（千葉県千葉市花見川区浪花町1010外 6,673.92㎡）を譲渡する。
- ・ 白金学寮の土地の全部（東京都港区白金四丁目464-1外 2,453.55㎡）を譲渡する。
- ・ 大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センターの土地の一部（岩手県上閉伊郡大槌町赤浜二丁目106-10 9,552.97㎡）を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市西達布 6,316.91㎡）を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市6811-1地先 415.66㎡）を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市6812-1地先 973.97㎡）を譲渡する。
- ・ 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市西達布 317.20㎡）を譲渡する。

<ul style="list-style-type: none"> • 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市12032 1,932.69㎡）を譲渡する。 • 野尻寮跡地の土地の全部（長野県上水内郡信濃町大字野尻海端365外 2,725.46㎡）を譲渡する。 • 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市字東山4176-1地先 1,650.45㎡）を譲渡する。 • 柏キャンパスの土地の一部（千葉県柏市柏の葉五丁目1-122 603.67㎡）を譲渡する。 • 地震研究所広島地震観測所アンテナ施設跡地（広島県広島市安佐北区落合七丁目1408外 603.48㎡）を譲渡する。 • 駒場第二職員宿舎の土地の一部（東京都目黒区駒場三丁目865-6の一部 60㎡）を譲渡する。 <p style="text-align: center;">以下略</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市12032 1,932.69㎡）を譲渡する。 • 野尻寮跡地の土地の全部（長野県上水内郡信濃町大字野尻海端365外 2,725.46㎡）を譲渡する。 • 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市字東山4176-1地先 1,650.45㎡）を譲渡する。 • 柏キャンパスの土地の一部（千葉県柏市柏の葉五丁目1-122 603.67㎡）を譲渡する。 • 地震研究所広島地震観測所アンテナ施設跡地（広島県広島市安佐北区落合七丁目1408外 603.48㎡）を譲渡する。 • 駒場第二職員宿舎の土地の一部（東京都目黒区駒場三丁目865-6の一部 60㎡）を譲渡する。 • <u>大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市11663地先外 74.62㎡）を譲渡する。</u> • <u>大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構の土地の一部（東京都西東京市北原町三丁目2667番 外 3,475.60㎡）を譲渡する。</u> • <u>大学院農学生命科学研究科附属演習林田無演習林の土地の一部（東京都西東京市緑町一丁目2558番2 外 1,919.40㎡）を譲渡する。</u> <p style="text-align: center;">以下略</p>	<p>北海道からの河川の護岸用地としての譲渡要望に応じるため。</p> <p>キャンパス整備計画の一環として譲渡するため。</p> <p>キャンパス整備計画の一環として譲渡するため。</p>
---	---	---